

令和 8 年 度

愛知県知多郡東浦町予算書

（ 一 般 会 計
特 別 会 計
企 業 会 計 ）

目 次

令和8年度東浦町一般会計予算	3
令和8年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	13
令和8年度東浦町土地取得特別会計予算	19
令和8年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	25
令和8年度東浦町水道事業会計予算	31
令和8年度東浦町下水道事業会計予算	35

令和 8 年 度

東 浦 町 一 般 会 計 予 算

議案第21号

令和8年度東浦町一般会計予算

令和8年度東浦町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,848,620千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日高輝夫

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		9,524,590
	1 町民税	3,887,339
	2 固定資産税	4,544,460
	3 軽自動車税	146,740
	4 町たばこ税	269,739
	5 都市計画税	666,712
	6 入湯税	9,600
2 地方譲与税		134,680
	1 地方揮発油譲与税	26,000
	2 自動車重量譲与税	103,000
	3 森林環境譲与税	5,680
3 利子割交付金		25,000
	1 利子割交付金	25,000
4 配当割交付金		83,000
	1 配当割交付金	83,000
5 株式等譲渡所得割交付金		92,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	92,000
6 法人事業税交付金		138,000
	1 法人事業税交付金	138,000
7 地方消費税交付金		1,183,000
	1 地方消費税交付金	1,183,000
8 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
9 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
10 地方特例交付金		93,500
	1 地方特例交付金	91,900
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	1,600
11 地方交付税		1,155,000
	1 地方交付税	1,155,000
12 交通安全対策特別交付金		5,600
	1 交通安全対策特別交付金	5,600
13 分担金及び負担金		3,440
	1 負担金	3,440
14 使用料及び手数料		258,115
	1 使用料	156,940

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		142,304
	1 議会費	142,304
2 総務費		3,170,594
	1 総務管理費	2,510,381
	2 徴税費	258,361
	3 戸籍住民基本台帳費	137,844
	4 選挙費	33,633
	5 統計調査費	1,758
	6 監査委員費	21,026
	7 交通防犯対策費	207,591
3 民生費		8,644,476
	1 社会福祉費	4,343,816
	2 児童福祉費	4,300,660
4 衛生費		1,605,576
	1 保健衛生費	697,952
	2 清掃費	907,624
5 労働費		28,896
	1 労働諸費	28,896
6 農林水産業費		229,140
	1 農業費	78,181
	2 農地費	150,959
7 商工費		327,065
	1 商工費	327,065
8 土木費		2,018,094
	1 土木管理費	162,834
	2 道路橋りょう費	882,568
	3 河川費	22,637
	4 港湾費	131
	5 都市計画費	932,562
	6 住宅費	17,362
9 消防費		755,280
	1 消防費	755,280
10 教育費		2,095,617
	1 教育総務費	405,607
	2 小学校費	448,072
	3 中学校費	202,937
	4 社会教育費	326,551

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
Office借上料 (LGWAN接続系、インターネット接続用)	自 令和 9 年度 至 令和 11 年度	27,241
パソコン借上料 (LGWAN接続系)	自 令和 9 年度 至 令和 13 年度	79,411
東浦町指定ごみ袋製造管理等業務委託料	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	21,943
デジタルコンテンツ制作委託料	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	20,000
於大のみち再整備工事費	自 令和 9 年度 至 令和 9 年度	208,530
新タブレット端末共同調達借上料 (小学校)	自 令和 9 年度 至 令和 13 年度	110,165
新タブレット端末保守委託料 (小学校)	自 令和 9 年度 至 令和 13 年度	27,754
新タブレット端末共同調達借上料 (中学校)	自 令和 9 年度 至 令和 13 年度	57,223
新タブレット端末保守委託料 (中学校)	自 令和 9 年度 至 令和 13 年度	11,894
保育園調理室及び遊戯室空調設備工事費	自 令和 9 年度 至 令和 9 年度	55,190
保育園調理室及び遊戯室空調設備工事監理費	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	3,718
民間保育所等整備費補助金	自 令和 8 年度 至 令和 10 年度	100,000

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園施設整備事業債	39,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金及び県資金についてはその融通条件による。その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換することができる。
道路改良事業債	86,800			
都市計画道路整備事業債	7,200			
都市公園整備事業債	18,900			
次世代高度通信設備整備事業債	4,200			
消防施設整備事業債	13,600			
小学校施設整備事業債	9,600			
ふれあいセンター施設整備事業債	21,000			
郷土資料館施設整備事業債	20,000			
観光施設整備事業債	56,300			
計	277,000			

令和 8 年 度

東浦町国民健康保険事業特別会計予算

議案第22号

令和8年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,297,692千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日高輝夫

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		973,821
	1 国民健康保険税	973,821
2 県支出金		3,028,951
	1 県負担金・補助金	3,028,951
3 繰入金		264,703
	1 他会計繰入金	264,703
4 繰越金		16,013
	1 繰越金	16,013
5 諸収入		14,204
	1 延滞金及び過料	7,200
	2 雑入	7,004
歳入合計		4,297,692

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		21,313
	1 総務管理費	16,146
	2 徴税費	4,893
	3 運営協議会費	189
	4 趣旨普及費	85
2 保険給付費		2,975,748
	1 療養諸費	2,587,196
	2 高額療養費	374,051
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	11,500
	5 葬祭諸費	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,230,836
	1 医療給付費分納付金	846,997
	2 後期高齢者支援金等分納付金	267,526
	3 介護納付金分納付金	89,748
	4 子ども・子育て支援金分納付金	26,565
4 保健事業費		50,832
	1 保健事業費	6,143
	2 特定健康診査等事業費	44,689
5 諸支出金		2,950
	1 償還金及び還付加算金	2,950
6 予備費		16,013
	1 予備費	16,013
歳 出 合 計		4,297,692

令和 8 年 度

東 浦 町 土 地 取 得 特 別 会 計 予 算

議案第23号

令和8年度東浦町土地取得特別会計予算

令和8年度東浦町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,335千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		2,334
	1 財産運用収入	2,333
	2 財産売却収入	1
2 諸収入		1
	1 土地開発基金借入金	1
歳 入 合 計		2,335

令和 8 年 度

東 浦 町 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

議案第 24 号

令和 8 年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度東浦町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,057,239 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		903,353
	1 後期高齢者医療保険料	903,353
2 繰入金		153,363
	1 一般会計繰入金	153,363
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		522
	1 延滞金・加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	520
歳 入 合 計		1,057,239

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		11,627
	1 総務管理費	7,981
	2 徴取費	3,646
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,044,592
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,044,592
3 諸支出金		520
	1 償還金及び還付加算金	520
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,057,239

令和 8 年 度

東 浦 町 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第25号

令和8年度東浦町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度東浦町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	20,300戸
(2)年間総給水量	4,942,000m ³
(3)1日平均給水量	13,540m ³
(4)主な建設事業	
配水設備新設改良事業	468,451千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	975,970千円
第1項 営業収益	754,360千円
第2項 営業外収益	221,607千円
第3項 特別利益	3千円

支 出

第1款 水道事業費用	951,705千円
第1項 営業費用	944,645千円
第2項 営業外費用	5,059千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額337,807千円は、減債積立金2,238千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,590千円、過年度分損益勘定留保資金135,361千円及び当年度分損益勘定留保資金172,618千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	135,308千円
第1項 負担金	135,308千円

支 出

第1款 資本的支出	473,115千円
第1項 建設改良費	469,877千円
第2項 企業債償還金	2,238千円
第4項 予備費	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 104,992千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、6,508千円と定める。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

令和 8 年 度

東 浦 町 下 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第26号

令和8年度東浦町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度東浦町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	15,230戸
(2) 年間総処理水量	4,393,000m ³
(3) 1日平均処理水量	12,036m ³
(4) 主な建設事業	
管渠建設改良事業	699,244千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	1,341,820千円
第1項 営業収益	666,143千円
第2項 営業外収益	675,674千円
第3項 特別利益	3千円

支 出

第1款 下水道事業費用	1,341,820千円
第1項 営業費用	1,259,257千円
第2項 営業外費用	82,062千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額302,506千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,287千円及び当年度分損益勘定留保資金240,219千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	829,810千円
第1項 企業債	387,500千円
第2項 出資金	156,435千円
第3項 補助金	284,875千円
第4項 負担金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,132,316千円
第1項 建設改良費	715,462千円
第2項 企業債償還金	416,854千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
緒川ポンプ場ポンプ増設委託料	自 令和8年度 至 令和9年度	1,262,460千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 371,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件による。その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換することができる。
流域下水道事業債	16,200			
計	387,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 58,684千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、95,172千円である。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日高輝夫